

## 転入学・編入学に関する規程

### 【転入学】

#### 1. 受入れの条件

(前提条件)

- (1) 生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。
- (3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。
- (4) 現籍校と本校の教育課程に大きく差異がないこと。
- (5) 本校において、教育上支障のないこと。(定員など)

上記(1)～(5)のすべてを満たした場合、原則として転入学の手続きを始める。

#### 2. 学力検査等

国語、英語、数学の3教科、作文、面接

#### 3. 受付の時期

原則として、3月とする。

#### 4. 手続に必要な書類

和歌山北高等学校転入学受検願(本校指定)

前籍校の教育課程表

当該生徒の成績証明書

担任副申書

### 【編入学】

学年に相当する年齢以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、以下の受入れの条件を満たす者に対して、学校長が学力検査・作文・面接を実施したうえで、編入学を許可する。

- (1) 生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- (2) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。
- (3) 前籍校と本校の教育課程に大きく差異がないこと。
- (4) 本校において、教育上支障のないこと。(定員など)

※ まずは、学校までお問い合わせください。

【北校舎】 普通科

TEL 073-455-3528

【西校舎】 普通科 スポーツ健康科学科

TEL 073-453-1281